

1 地域バス交通等体系整備支援事業(平成20年度5月補正予算)

目 的

- (1) 生活バス路線の維持に要する現行補助制度が平成20年9月運行をもって終了するため、10月以降の運行経費を対象とした新たな補助制度を設ける。
- (2) 市町村が、地域の実情・ニーズを踏まえた持続可能な公共交通サービスの実現に向けて行う取組を支援するため、新たに次の支援措置を設ける。
 - ①NPO等による過疎地有償運送への立上げ時の支援
 - ②国庫・広域補助路線の単独市町村路線再編支援
- (3) 国庫補助路線も含めた生活交通体系全体の更なる見直しを行うこととし、1年間(平成21年度)の制度とする。
 - 補助対象期間：H20, 10月～H21, 9月の運行(新交通体系促進補助金はH21.3まで)
 - 支出年度：平成21年度予算
- (4) (3)の所要の検討を進めるため、外部アドバイザーを招へいする等の事業を行う。

事業の内容

(1) 地域バス交通等体系整備支援補助金(債務負担行為限度額：356,366千円)

(内訳：H21年度 349,166千円/H22年度 3,600千円/H23年度 3,600千円)

制度名	現行制度(H19～20)の概要と改正点	
生活交通路線維持費補助金(国庫補助)	合併前複数市町村を運行し、広域行政圏中心市にアクセスする、10km以上/一日当り輸送量15人・運行3回以上の系統 (補助率) 国・県1/2 ※国協調補助対象外部分：県・市町村1/2 / (対象経費) 運行赤字 ※路線ごとの実態を検証し、生活交通確保のための単県補助制度や路線のあり方を検討	
広域バス路線維持費補助金	生活交通路線維持費補助金対象外で、合併後複数市町村を運行する平均乗車密度2人以上系統(県補助率) 1/2 / (対象経費) 運行赤字(経常費用の1/2上限)	
新交通体系促進補助金	H18.9時点の広域バス路線補助金対象系統のうちH18制度改正により同補助金対象外となったもの	
	対象経費	運行赤字(経常費用の1/2上限)
	県補助率	1/2
	補助上限額	H17広域バス補助実績の7/8(H19)、6/8(H20)
中山間地域路線維持支援補助金	単独市町村内を運行する系統 (対象経費) 税込0.5%の額を控除した市町村負担額(県補助率) 1/3(補助上限額) 1,000万円	
	補助対象期間：H20.10～H21.3(H20年度分)	※H21.4～9運行分の取扱は検討
	現行どおり	
	H20 県補助実績の1/2	

(現行制度に加える新たな補助制度)

名 称	内 容
(新) 過疎地有償運送導入・運行支援補助金	NPO法人等による過疎地有償運送の導入・運行を支援 (補助率) 県・市町村1/2 (対象経費) ・運行赤字(経常費用の1/2上限) ※立上げから3年間支援 ・車両設備整備費(上限200万円)
(新) 路線再編支援補助金	国庫・広域補助路線を単独市町村路線に再編した場合の支援 (補助率) 1/2 / (対象経費) 運行赤字(経常費用の1/2上限) / (補助上限) 前年度県補助額

(2) (新) 生活交通再構築検討推進費(事業費:500千円)

地域の実情・ニーズを踏まえた持続可能な公共交通体系の実現に向けた検討を進めるため、路線の見直しや運行方法等について専門家を招へいしてアドバイスを受ける等の経費

バス運行補助金基準

◎国庫補助金

★補助基準

- (1) 平成13年3月31日における複数市町村にまたがっていること。
- (2) キロ呈が10Km以上であること。
- (3) 輸送量が15～150人/日であること。
- (4) 運行回数が3回/日以上であること。
- (5) 収支比率が55%以上であること。
- (6) 旧鳥取市を起点に路線が設定されていること。

★補助額

対象路線の赤字額に対して、国、県が1/2負担

◎国庫補助嵩上げ

★補助基準

国庫補助金(5)が55%に満たない場合、県と市町村が負担することで、国庫補助基準を満たすこと。

★補助額

不足分に対して、県、市町村が1/2負担

◎国庫補助補填

★国庫補助金(3)が15人に満たない場合、県と市町村が負担することで、国庫補助基準を満たすこと。

★補助額

不足分に対して、県、市町村が1/2負担

◎県広域補助金

★補助基準

- (1) 平成18年9月30日における複数市町村にまたがり、かつ国庫補助対象外であること。
- (2) 平均乗車密度が2人以上であること。

★補助額

対象路線の赤字額に対して、県、市町村が1/2負担。

◎県新交通体系補助金

★補助基準

- (1) 平成18年9月30日現在で、旧広域バス路線維持費補助金の対象であった路線。(新鳥取市内で旧市町村をまたがる国庫補助対象外の路線)
- (2) 県広域補助金(1)該当で、平均乗車密度が2人未満のもの。

★補助額

対象路線の赤字額に対して、県、市町村が1/2負担。ただし、県の補助額は、平成19年度は平成17年度の広域バス路線維持費補助金の路線ごとの交付額の7/8、平成20年度は同6/8が上限となり、差額分は市町村が負担。